

著作権法施行令の一部を改正する政令新旧対照表  
 著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第八章（略）</p> <p>第九章 手数料の納付を要しない独立行政法人（第六十五条）</p> <p>第十章 国外頒布目的商業用レコードの輸入等を著作権等の侵害とみなす期間（第六十六条）</p> <p>附則</p> <p>第十章 国外頒布目的商業用レコードの輸入等を著作権等の侵害とみなす期間</p> <p>第六十六条 法第百十三条第五項ただし書の政令で定める期間は、四年とする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第八章（同上）</p> <p>第九章 手数料の納付を要しない独立行政法人（第六十五条）（新設）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>